

当事者と親の知る権利についてのアンケート結果

学校事故・事件当事者と親の9割が学校・教育委員会の説明に不満!

NPO 法人 ジェントルハートプロジェクト
理事 武田さち子

■調査概要

当法人では、学校事故事件の被災者が置かれている現状を明らかにし、組織や制度の改善につなげるべく、「当事者や親の知る権利について」のアンケートを実施しました。

2010年2月から9月にかけて約110部の調査票を配布し、51件の回答を得ることができました(回収は10月4日分まで)。

記入者の内訳は、当事者1件、親が50件です。

「当事者と親」としながら、被災当事者が1件しかない理由は、当事者である子どもが亡くなっているケースが38件(自殺23件、自殺以外の死亡15件)と多いこと、親同士のつながりで依頼したことや、学校とのやりとりは親が行っているため本人はわからない、心の傷を蒸し返すことはしたくないという親の配慮などからです。

■謝罪について

「責任があると思われるひとたち」からの謝罪について、「受けていない」34件(66.7%)、「受けた」13件(25.5%)でした。

責任があると思われる学校管理職33人中、謝罪があったのは10人。複数回答なのでだぶっている可能性があります。責任があると思われる「担任教師」29人と「部活動顧問・指導者」20人のうち、謝罪があったのはたった11人です。

謝罪を受けたひとに、「どのような謝罪だったか」を尋ねると、「心からの謝罪と感じられた」は、わずか1件で、「形式的な謝罪に思えた」5件、「当初、謝罪していたが、後に拒否された」5件でした。

大人がきちんと謝罪しないのですから、子どもが素直に謝罪できないのは当然かもしれません。

■経緯や詳細についての説明

事件事故の経緯や詳細についての説明は、「その日のうち」が10件ありますが、「1カ月以上たってから」が

9件。回答者の被災時期は1992年から2009年ですが、「いまだに説明がない」が14件もありました。

そういったことを含めて、学校・教育委員会の説明や報告は、「まったく納得できなかった」40件(81.6%)、「あまり納得できなかった」4件(8.2%)、合わせて約9割が「納得できない」と答えています。「納得できた」は0件、「少しは納得できた」も3件しかありません。

■事実調査について

学校・教育委員会の事実調査に対して、当事者や親の8割が不満を抱いています。

事件・事故後のアンケートは、「した」13件と、「直接は関係のない内容で行った」4件を合わせて17件が実施していますが、「不明」が7件あります。その内容を「見せた」はわずか5件で、「教えてくれなかった」が6件です。

作文については、「書かせた」が6件、「直接は関係のない内容で書かせた」が5件で、計11件が書かせています。「不明」が9件です。「内容を見せた」り、「口頭で説明した」のは、それぞれ1件のみです。

アンケートや作文は、学校が調査するときによく使う方法です。一方で、事故事件直後に、わざわざ「直接は関係のない内容で」アンケートや作文を書かせるのは、「学校は調査したが、そのような事実は出てこなかった」と回答するためのアリバイづくりを意図しているからとされます。

ところが、事故事件直後に調査をした場合、「〇〇さんについて」などと具体的に書かれていなくても、頭の中は被害者のことはいっぱいですから、与えられた紙に見たり聞いたりしたことを全部吐き出してしまう子どももいます。

だからこそ、私たち法人は、文部科学省に3日以内の親と情報を共有することを前提とした調査を提案しているわけです。

子どもが直接書いたものは他の証拠とは違い、一番、大人の手が加えにくいものです。そのために、裁判等で開示が争われることが多くなりました。その影響か、以前より、子どもたちにアンケートや作文を書かせることや、どのような調査を行ったかどうかさえ、教えないことが多くなっていると思います。

アンケートや作文以外の調査としては、「知っているような生徒への聞き取り」15件と、「児童生徒に面談調査を行った」7件、「教職員への聞き取り」14件があります。

一方で、「調査を一切しなかった」が12件、「どのような調査をしたかわからない」が17件もあります。

また、調査について、被災者や親の意見を「ほとんど取り入れなかった」が6件、「まったく取り入れなかった」が32件で、76%がとり入れてもらっていません。

これらの結果を総合して、学校・教育委員会の事実調査について、「あまり適切だと思わない」が2件、「不適切だと思う」が38件で、計40件、8割近くのひとが「適切ではない」と答えています。

■事故報告書について

回答者の学校等の管理責任者は、国公立が38件、私立が13件でした。

アンケートの設問では、学校が教育委員会にあげる事故報告書とスポーツ振興センターに保険の支払い請求をするための「事故報告書」とを区別していませんが、「学校事故報告書」を「見た」が8件、「コピーを持っている」が27件、「実物は見ていないが内容は聞いている」が3件でした。

これら「内容をある程度知っていた」38件のうち、複数回答で、「正確に書かれていると思う」はわずか5件。「重要な情報が抜け落ちていた」が22件。「一部にうそが書かれていた」が12件。「書かれていることの大部分がうそだった」が10件。「黒塗りが多く内容がほとんどわからない」が6件でした。

内容がわかっているもので、これだけ不正確ですから、内容がわからないものが正確に書かれているとは思えません。

私たちが想像する以上に、「事故報告書」の内容が不正確であることが、今回の調査でわかりました。

それというのも、責任あると思われる教師が事故報

告書を書き、校長が決済し、被災者のチェックを経ることなしに、教育委員会にあげているからだと思います。

「事故報告書について望むこと」は複数回答で
・報告内容に疑問があれば、質問し回答を義務づけること、
・情報公開制度をつかわなくても、被災者にコピーを渡すこと、
・後からでも正して情報がわかったときに、いつでも訂正できること、
・教育委員会や保険会社等に報告書を提出する前に、被災者や親に見せること、
・被災者や親に対して、黒塗りをやめて、全ての情報を開示すること、
・報告書に被災者や親の言い分を載せること、
いずれも、7割以上のひとが望んでいました。

また、回答者の内、私立は13件(25.4%)でしたが、「私学も自治体や教育委員会等に事故報告書の提出を義務づけることを望む」が31件もありました。

■知るうえでの障害

事実を知るうえで、障害になったものは、単数回答で、

- | | | |
|-----|--------------------|------------|
| 第1位 | 学校管理者の拒否や抵抗 | 46件(20.6%) |
| 第2位 | 関係する教師の拒否や抵抗 | 33件(14.8%) |
| 第3位 | 関係する児童生徒の保護者の拒否や抵抗 | 30件(13.5%) |
| 第4位 | 教育委員会の拒否や抵抗 | 23件(10.3%) |

事実を知るうえで、最も障害になったものは、単数回答で、

- | | | |
|-----|--------------------|------------|
| 第1位 | 学校管理者の拒否や抵抗 | 28件(59.6%) |
| 第2位 | 教育委員会の拒否や抵抗 | 6件(12.8%) |
| 第3位 | 関係する児童生徒の保護者の拒否や抵抗 | 4件(8.5%) |
| 第4位 | 関係する教師の拒否や抵抗 | 3件(6.4%) |

注目すべきは、「関係する教師の拒否や抵抗」が2位で、51件中33件(65%)もありながら、最も障害になったものでは4位であることです。教師個人の拒否や抵抗より、学校管理者や教育委員会の抵抗のほうが、実際には知る権利の最も障害になっているということです。

■どれだけ知ることができたか

意外だったのは、「現段階でどの程度知ることができたか」の質問の回答です。

「ほとんど知ることができなかった」が6件、「まったく知ることができなかった」が4件ありますが、「ほとんど知ることができた」16件、「少しは知ることができた」が20件と予想以上に知ることができていました。

しかし、学校・教育委員会から自発的な説明が「あった」はわずか6件で、もっとも有効だった情報源上位3つの回答で、突出1位が「見たり聞いたりした児童生徒の話」、2位が「被災者本人の話」、3位が「学校からの説明」と「警察関係者からの説明」が同率であることを考えると、誰かに教えてもらって知ることができたというより、**家族が非常に努力をした結果だ**と思います。

■なぜ、裁判をしたか

「民事訴訟をした」25件、「係争中」7件で、「しなかった」は12件。

多くの被災者が泣き寝入りせざるを得ない状況のなかでは、非常に高い確率です。ここでも被災者同士のネットワークを使ってアンケートを依頼したことが影響していると思います。

一方で、民事裁判をしなかった理由は(複数回答)、「きょうだいへの影響を考慮して」7件、「精神的に裁判ができる状態になかった」7件、「裁判をしても無駄だと思った」7件です。

「裁判をする必要を感じなかった」「学校や加害者が責任を認めて謝罪したので」は各1件で、けっして納得したから裁判をしなかったわけではありません。

民事裁判をした理由は(複数回答)、「被災者の名誉を回復したかった」26件、「原因を追究し、再発防止に生かしたかった」26件、「何があったか事実を知りたかった」25件、「責任者・加害者から謝罪がなかったから」25件です。

裁判をするにあたってとくに困難だったことは(複数回答)、「証拠集めに苦労した」21件、「弁護士探し」16件、「弁護士との意思疎通」15件、証言をしてくれるひとがいなかった13件、「裁判をすることで精神的に不安定になった」13件。

こんな思いをして裁判をしても、目標が「十分達成」3件、「少しは達成」9件、「ほとんど達成されない」4件、

「まったく達成されない」3件。

「どちらともいえない」5件。

■第三者委員会による調査

学校事故事件で、親が事実を知るのが非常に困難ななか、単数回答で、51件中23件が「第三者による調査委員会や調査委員会が必要」と答え、「条件が整えば必要」と答えた15件を加えると、38件、76%が調査委員会は必要だとしています。

一方で、**実際に外部の調査機関の関与があった16件について満足度を聞いてみると、「満足」2件、「まあ満足」3件、「少し不満」2件と、「大いに不満」9件で、半分以上が不満をもっています。**

現在、文部科学省の自殺予防の協力者会議で、どのような第三者委員会をつくったらよいかを検討しています。しかし、被災者やその親の意見を入れることなく仕組みづくりをしても、果たして、被災者や親が納得し、再発防止に生かされるような調査が可能でしょうか。

第三者調査委員会をつくるとしたら

- ・被災者からも調査依頼ができること
- ・メンバーの中立性
- ・被災者や親の意見を取り入れること
- ・被災者に情報開示すること

が重要だと、半数以上の被災者や家族が答えています。ぜひとり入れてもらいたいと思います。

(ジェントルハートプロジェクト通信に加筆)